

平成20年11月30日

各 位

東京都中央区日本橋富沢町8番6号

山崎建設株式会社

管財人 井 窪 保 彦

(JASDAQ・コード1902)

問合せ先 総 務 部 長

山 田 哲 也

電話番号 03-3661-1361

当社及び当社子会社の会社更生手続開始決定のお知らせ

当社及び当社の連結子会社である日本ロックエンジニアリング株式会社は、平成20年11月30日に東京地方裁判所から会社更生手続開始決定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけすることになり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げますとともに、今後の当社の再建に格別のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

今後につきましては、東京地方裁判所から選任されました管財人の管理のもと、従業員一同、再生に向けて全力を尽くしてまいります。

記

1. 会社更生手続開始決定

平成20年(ミ)第13号及び(ミ)第14号会社更生事件について、平成20年11月30日午後5時に、東京地方裁判所より更生手続開始決定がされました。

2. 会社更生法による今後の予定

①更生債権の届出期間	平成21年2月13日まで
②認否書の提出期限	平成21年5月22日まで
③更生債権の一般調査機関	平成21年5月26日から平成21年6月8日まで
④更生計画案の提出期限(関係人)	平成21年9月4日まで
⑤更生計画案の提出期限(管財人)	平成21年9月18日まで

注) 上記日程につきましては、今後の手続の進行によっては変更となる場合があります。

以 上